

改正独立行政法人通則法の施行のための関係政令の概要

総務省

改正独立行政法人通則法の概要

※ 「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」として、第174回通常国会に提出。平成22年5月21日に成立。

◆法改正の趣旨・目的

独立行政法人について、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けることにより、その財政基盤の適正化及び国の財政への寄与を図る。

◆施行期日

公布の日(平成22年5月28日)から起算して6か月を超えない範囲内において政令で定める日

1 共通事項政令改正の概要

(1) 共通事項政令の改正

不要財産の国庫納付のための具体的手続を定めるため、「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」(平成12年政令第316号)を改正するもの。

- 不要財産の国庫納付手続
- 不要財産の譲渡収入による国庫納付手続
- 簿価超過額の国庫への納付手続
- 国庫に納付する不要財産の帰属する会計
- 資本金の減少に係る通知及び報告

(2) 関係政令の整備等

関係法人の個別法施行令の改正、経過措置等

2 施行期日政令の概要

改正法の施行期日を平成22年11月27日とする。